

## 神戸市、株式会社ノーリツ及び神戸市公立大学法人による事業連携協定書

神戸市（以下「甲」という。）、株式会社ノーリツ（以下「乙」という。）及び神戸市公立大学法人（以下「丙」という。）は、相互に連携・協力し、カーボンニュートラル実現を目指すため、水素を活用した製品の早期社会実装を進めるとともに水素分野の人材育成を図ることを目的に、次のとおり協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙及び丙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1） 水素を活用した製品の早期社会実装に向けた実証実験に関すること。
- （2） 丙の設置する教育機関の学生を対象とした水素分野の人材育成に関すること。
- （3） その他、水素エネルギー等の普及・啓発に関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項に関する取組を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、必要な協議及び契約等の締結を行うものとする。

（秘密の保持）

第2条 甲、乙及び丙は、協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲、乙及び丙以外の者に対し、協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、協定の履行にあたり、他の事業者と協力して事業を実施する場合、事前に書面にて協力事業者の情報を共有する。

（善管注意義務）

第3条 甲、乙及び丙は、協定の履行にあたり、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

（期間）

第4条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲、乙及び丙が書面などにより合意した場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとする。

（実証設備）

第5条 乙が設置した実証設備の所有権は乙に帰属する。

2 甲及び丙は、乙の承諾なしに、実証設備の増設または改造を行ったり、そのいずれかの部品の取り替え、または撤去を行ったりしないものとする。

3 乙は協定期間終了までに、実証設備の原状復旧を行う。

（実績報告）

第6条 乙は、協定に基づいた連携事業の報告書を甲及び丙に提出するものとする。

（協定の解除）

第7条 甲、乙及び丙は、「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱」を遵守するものとし、これに違反した場合には、協定を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、実証事業の実施に関し、自己の責めに帰する理由により、甲、丙または第三者に損害を与えたときは、甲、丙または第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。

2 甲または丙は、自己の責めに帰する理由により、実証設備に損害を与えたとき、及びその結果第三者に損害を与えたときは、乙または第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。

3 本条第1項及び2項に規定する損害のうち、協定における複数の当事者に過失が認められる場合は、協議のうえで負担割合を定め、これを賠償するものとする。

（疑義の解釈）

第9条 協定について、疑義が生じた事項または協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲、乙及び丙のいずれかが協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 6月 25日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市  
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区江戸町9-3  
株式会社ノーリツ  
代表取締役社長 腹巻 知

丙 神戸市西区学園東町9丁目1番地  
神戸市公立大学法人  
理事長 武田 廣